

環廃対発第071105002号
環廃産発第071105005号
平成19年11月5日

各都道府県・各政令市 廃棄物行政主幹部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長
（公印省略）

産業廃棄物課長
（公印省略）

適正処理・不法投棄対策室長
（公印省略）

石綿含有廃棄物等の適正処理について（通知）

石綿を含有する廃棄物の処理については、「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」（平成17年3月30日付け環廃産発第050330010号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知）の別添「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に沿った適正処理の確保を図っていただいているところである。

今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第250号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第23号）の施行を踏まえ、新たに「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」を別添のとおりとりまとめたので通知する。

貴職におかれては、本マニュアルを関係者に周知し、本マニュアルに沿った石綿含有廃棄物等の適正な処理の確保が図られるよう指導の徹底に努められたい。また、平成17年3月30日付け環廃産発第050330010号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。